

「健康食品の表示に関する検討会」論点整理に向けて（未定稿）

平成 22 年 3 月 8 日

消 費 者 庁

(1) 特定保健用食品の表示許可手続

特定保健用食品の表示許可の審査手続について、見直すべき点があるか。

- 特定保健用食品の表示を許可するに当たって、要求すべき有効性・安全性の程度についてどう考えるか。
- 有効性・安全性の審査に当たり、現行の仕組みに加え、申請者に提出を求めるべき資料があるか。
- 表示許可の審査過程の明確化に向けて取り組むべき点があるか。

特定保健用食品の表示許可を受けた製品について、その後、新たな科学的知見が生じた場合に、どのような対応をとるべきか。

- 新たな科学的知見が生じた場合に、消費者庁が再審査手続をとるべきかどうかについて、どのような判断基準を設けるべきか。
- 新たな科学的知見を迅速に把握するため、許可を受けた者から報告を求めることや、許可の更新制を導入するなど新たな仕組みを設けるべきかどうか。

特定保健用食品の表示内容について、見直すべき点があるか。

- 機能性の程度を消費者に正しく伝えることができるよう、表示内容について見直すべき点があるか。
- 注意喚起表示等の内容の充実を図るため、表示すべき内容について見直すべき点があるか。

その他、特定保健用食品の表示許可手続について、議論すべき論点があるか。

(2) 健康食品の表示のあり方

- いわゆる健康食品について、消費者に正しく情報を伝えることができるよう、表示の仕組みについて見直すべき点があるか。
- 注意喚起表示等の内容の充実を図るため、表示の仕組みについて見直すべき点があるか。
- 国際機関や諸外国のヘルスクレーム制度のうち、我が国が取り入れるべき仕組みがあるか。
- その他、健康食品の表示のあり方に関し、議論すべき論点があるか。

(3) 健康食品の虚偽・誇大な広告の取締り

健康増進法に基づく虚偽・誇大広告の取締りの実効性を確保するため、どのような点を改善すべきか。

- 健康増進法に基づく虚偽・誇大広告の取締りに当たり、取締り基準や事例集等を作成することについて、どう考えるか。

他の制度や機関との連携を深めることについて、どう考えるか。

- 景品表示法その他の関係法令との連携
- 消費生活センターその他の関係機関との連携

その他、健康食品の虚偽・誇大な広告の取締りに関し、議論すべき論点があるか。